

機関紹介 ラテンアメリカ統合連合(機関紹介)

著者	吉田 ルミ子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	12
号	4
ページ	36-39
発行年	1995-12-20
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00006351

ラテンアメリカ統合連合

吉田ルミ子



ラプラタ川に面したウルグアイのラテンアメリカ統合連合（Asociación Latinoamericana de Integración：ALADI/LAIA）本部事務局では1年を通じて外相協議会をはじめとするALADIの重要会議が開催される。蔦の絡まる古びた事務局本館の裏手には国際会議場、図書館等の別館があり、事務局正面に雨天を除いて毎朝、11カ国の加盟国国旗が掲揚される。

筆者は1993年6月から2年間、モンテビデオのALADI事務総局に客員として勤務した。以下簡単にその活動状況を紹介する。

15周年を迎えた経済統合のメッカとしてのALADI

ラテンアメリカ統合連合は1980年にウルグアイの首府モンテビデオにおいて調印されたいわゆる「1980年モンテビデオ条約」に基づき設立された諸国連合である。その名のとおりラテンアメリカ地域の統合の拡大を推進する国際機関で、ラテンアメリカの経済・社会的な発展をはかりながら最終的には地域内に「ラテンアメリカ共同市場」を形成しようという目標をもつ。今年8月12日に15周年を迎えた。その前身であるラテンアメリカ自由

貿易連合（Asociación Latinoamericana de Libre Comercio：ALALC/LAFTA）は「1960年モンテビデオ条約」によって設立された貿易に関する諸国連合であって、設立法上ALADIとは区別される。ただしALADIはALALCから多くの遺産を引き継いでおり、ALALCの創立から起算すれば35年間の長い歴史を経たことになる。常設事務局をモンテビデオに置く。

加盟国は11カ国、オブザーバーとして新たに中国が参加

ALADI加盟国は1995年現在、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、チリ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラの11カ国である。したがってALADIによる地域統合の地理的構図はギアナ3カ国を除く南米全土および北米のメキシコをカバーしており、中米およびカリブ地域からの正式加盟はない。ALADI加盟国全体で地表面積約2000万平方キロ、人口約4億人、国民総生産8400億ドル強、輸出額1200億ドル弱（1992年）の経済圏である。

正式加盟国としてではなく、オブザーバーとして、ほかに14カ国がALADI代表者委員会に出席

する。中米のコスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ(6カ国)、カリブ地域のキューバ、ドミニカ共和国(2カ国)、ヨーロッパのイタリア、ポルトガル、ロシア共和国、スペイン、スイス(5カ国)である。加えて1994年にアジアから初めて中華人民共和国がオブザーバー国として承認された。また、国際機関もオブザーバー参加している。欧州委員会(EUの事務局)、米州開発銀行(IDB)、米州機構(OAS)、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)、国連開発計画(UNDP)の5機関である。

このようにラテンアメリカ諸国の貿易相手国として緊密な関係を保つ欧州諸国はもちろん、アジアに対してもALADIは門戸を開いており、地域統合の新たな動きとしてのAPECについても関心を寄せはじめている。

「統合の収斂と分岐化」：ALADIの再編過程

ALADIの域内ではいくつかのサブリージョナルな動きとして、すでにアルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイによって南部共同市場(MERCOSUR)がGATTの枠組みの中で発足し、他方、メキシコが北米自由貿易協定(NAFTA)圏に加入するなど、地域統合の再編成が進行していることは周知のとおりである。域内アンデス共同市場の強化と相まって、ALADIはこれらの動きを統合の「分岐化と収斂」(Articulación y Convergencia)と定義している。

外相協議会を頂点として、 常設事務局が統合を統括

ALADIの組織は次の三つの政治的組織体および一つの技術的組織体から成る。

1. 政治的組織体

- (1) 外相協議会——加盟国の外務大臣(11名)で構成する最高決定機関であって、ALADIの運営方針を決定する。
- (2) 評価・収斂会議：加盟国ALADI特命全権大使(11名)で構成し、「1980年モンテビデオ条約」に規定されているさまざまなメカニズムを作動させることによって、より広範な統合促進のための行動を推進する責務を負う。
- (3) 代表者委員会：各加盟国の代表者、副代表者および顧問から成る常設の交渉フォーラムであって、統合プロセスの前進のためのあらゆる企画(イニシアチブ)について討議する。議題に応じて補助機関に諮問する。

2. 技術的組織体

事務総局：上述の政治的組織体の下に置かれ、ALADIの諸目標の達成のための提案、評価、調査研究の実施および運営に当たる。首脳陣として事務局長および2名の副事務局長あわせて3名が事務総局を統轄する。役員は3年任期と定められている。事務総局を支える一般職員および国際職員は合計約130名である。

現在の事務局長はブラジル出身のアントニオ・アントゥーネス氏(Ing. Antonio Antunes)である。

ラテンアメリカ統合理念の 形成の場としてのALADI

ALADIが負うべき基本義務は次の3点と定められている。

- (1) 地域諸国相互間の貿易促進およびその調整。
- (2) 加盟国間の経済補完の助成。
- (3) 市場拡大推進のため共同行動の実施。

一昨年のウルグアイラウンド終結を目前にして、ALADIは農産物輸出を主力とするラテンアメリカを代弁してGATTに対する地域的な共同声明を提

ラテンアメリカ統合連合

出した。またメキシコの NAFTA 加入に際しては ALADI 加盟諸国がメキシコに対して「1980年モンテビデオ条約」第44条 (ALADI の 1 加盟国が譲許された特惠関税は一律に他の ALADI 加盟国に適用されるという趣旨の規定) の適用を一時的に停止する域内調整策が採択された。NAFTA 加盟に伴うメキシコの関税率引下げによって不利益をこうむる ALADI 加盟国が出てくるのが予想されるのでメキシコと利害関係国との間の貿易品目ごとの関税率の個別的な調整を行なうことが同時決定された (1994年)。ALADI が本来的にもつ関税同盟的な性格から発する対応策といえる。

■ 発展段階の相違に着目した ソフトな統合を実現

このようにラテンアメリカ地域の統合をめぐる主要交渉フォーラムとして、また同時に域内のサブリージョナルな諸問題の調整センターとして機能している ALADI であるが、これらの交渉の際のガイドラインは次の 4 項目に集約される。

- (1) 政治的・経済的問題に関する多元主義 (ブルーリズム)。
- (2) ラテンアメリカ共同市場の樹立に向けたいくつもの部分協約の漸進的な積み上げ。
- (3) 柔軟性。
- (4) 域内において加盟国の経済的・構造的諸条件に配慮して次の三つのカテゴリーを設定し差別的待遇を実施する。
 - (i) 相対的低開発国 (Relatively less developed countries) : ボリビア, エクアドル, およびパラグアイ。
 - (ii) 中間的開発諸国 (Intermediate developed countries) : コロンビア, チリ, ペルー, ウルグアイ, およびベネズエラ。
 - (iii) その他加盟国 : アルゼンチン, ブラジル,

およびメキシコ。

- (5) 交渉の成果としての各取極めの多様性。

このような ALADI の一般原則は ALALC 時代に経験した画一性による失敗を教訓として生かしたものともいわれる。

■ 地域的特惠関税 (PAR) を基軸とした 多元的な協力を推進

ALADI は地域内経済特惠エリアの創設を推進し、最終目標として「ラテンアメリカ共同市場」の樹立を目指している。そのような統合の具体的な内容は次のとおりである。

1. 経済的特惠エリア

地域レベルの経済的特惠エリアを構築するために必要な以下の三つのメカニズムが作動している。

- (1) 第三国に対する地域的特惠関税。
- (2) 全加盟国の参加のもとに締結される地域的協定 (Regional Agreement)。
- (3) 2 カ国以上の国々の間で締結する部分的協定 (Partial Agreement)。

2. 地域的特惠関税 (PAR)

地域的特惠関税 (Preferencia Arancelaria Regional : PAR) とは、第三国に対して適用される関税率の引下げ合意であり、ALADI 加盟国は各領土内に起源をもつあらゆる種類の生産物の相互輸入についてこれを段階的に適用する仕組みである。

3. 地域的・部分的諸協約

以下のテーマに関して「地域協定」または「部分協定」を締結する。

- (1) 貿易自由化, (2) 経済的補完, (3) 農牧畜産品貿易, (4) 貿易促進——貿易規則, 金融上・税制上・関税制度上, および衛生上の協力, (5) 非関税上の諸問題, (6) 科学・技術的協力, (7) 観光の振興, (8) 環境保護, (9) その他。

4. 世界の他地域との協力

- (1) 「1980年モンテビデオ条約」は全ラテンアメリカ諸国の加盟に対して開かれている。
- (2) ラテンアメリカのALADI非加盟地域に対する多元的な連結を通じて、また他の国々との部分協定の締結を通じて、統合の規模の拡大をはかる。
- (3) 条約はさらに第三国の途上国、またはそれぞれの統合グループとの部分的行動、ならびに域外の他の統合機構との水平的な協力について予見している。

国境を越えた物流・人流の活性化を支援

1980年の創立から現在までにALADIが積み重ねてきた統合の実績は以下の10項目に要約される。

- (1) 統合に有利な共同認識の形成
- (2) 域内貿易の実体的拡大および多様化
- (3) 貿易自由化および経済的補完に関する地域的・部分的協定の締結 (80件以上)
- (4) 中米およびカリブ地域の非加盟諸国との協定の締結 (約30件)
- (5) 特定テーマに関する協定の締結——農牧畜業、ガスの供給、国際的な陸上輸送、交通上の安全、パラグアイ川——パラナ川・河川航行、観光事業、科学・技術、環境の保全、文化
- (6) 加盟国間の貿易格差ならびにその他の問題点の解決、および政治・外交上の関係を越えた域内諸国間の経済的関係の確立
- (7) 中央銀行間の保証、手形交換、相互決済システムの活用を通じた域内貿易の容易化
- (8) 以下の条項についての地域規準の採択——

セーフガード条項、起源国条項、関税率表、非関税障壁の撤廃、二国間貿易収支不均衡の是正

- (9) 特恵的な取扱い、特別協力プログラムを通じた相対的低開発国支援システムの樹立、ならびに内陸低開発国のための補償措置の確立
- (10) 域内の貿易、関税率、および特恵に関するアップデートされたデータベースの構築

膨大な会議ドキュメントと 広報誌の発行

事務総局から以下の出版物が出版されている。

- (1) 会議資料 (詳細な会議用ドキュメント)
- (2) 統計資料
- (3) 広報誌 (月刊) *Nuestro Perfil*

地球規模の「分岐化と収斂」の中で地域統合の手本となりうるALADI

NAFTA, MERCOSUR. そして APEC (これにはチリ, メキシコが加入) へと多方面に分極化したつあるラテンアメリカの地域統合であるが, ALADIがALALC時代から積み重ねてきた経験を踏まえて一層の飛躍を遂げることを, 筆者としては見守りたい。2年間お世話になった事務総局の職員の方々に北半球からの熱いエールを送りたい。

事務総局の所在は,

Secretaría General

ALADI

Cebollatí 1461

Montevideo-URUGUAY

(よしだ・るみこ/調査企画室主幹)